

令和 7 年 2 月 6 日
国土交通省関東地方整備局
道路部
東京都環境局

東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会（第 16 回）開催について

「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会（第 16 回）」を開催いたします。

1. 日 時 : 令和 7 年 2 月 17 日（月） 13 時 00 分～16 時 00 分

2. 開催場所 : 江東区文化センター 3 階 レクホール

この連絡会は、平成 19 年 8 月 8 日の東京大気汚染訴訟の和解において、原告らと国、首都高速道路株式会社及び東京都との間で設置することに合意したものです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 都庁記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

国土交通省 関東地方整備局 道路部 路政課 課長 橋本（はしもと）

電話：048-601-3151（内線4151）

FAX：048-600-1383

東京都 環境局 環境改善部 自動車環境課 課長 吉迫（よしざこ）

電話：03-5321-1111（内線42-511）

FAX：03-5388-1382

「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」
(第 16 回の開催について)

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 17 日 (月) 13 時 00 分～16 時 00 分
- 2 開催場所 江東区文化センター 3 階 レクホール
(江東区東陽 4 - 1 1 - 3)
- 3 連絡会出席者

国土交通省関東地方整備局 道路部 路政課長 計画調整課長 国土交通省物流・自動車局 環境省 首都高速道路株式会社 計画・環境部 都市環境創造課長 東京都 環境局環境改善部 自動車環境課長 都市整備局、環境局、産業労働局、建設局、港湾局 及び警視庁 原告ら	橋本 和也 三條 憲一 ほか 三浦 正幸 ほか 吉迫 武 ほか
--	--
- 4 「連絡会」設置要綱
(別紙) のとおり
- 5 今回の意見交換事項
・ 東京地域の道路交通環境改善のための道路環境対策の実施状況等について
- 6 その他
・ 会議は公開で行いますが、カメラ・ビデオの撮影は、頭撮りのみとします。
・ 会議場は記者席及び一般傍聴席を用意しておりますが、会議場が満室になった場合には、入場をお断りすることもあります。
・ 資料は、当日会場にて配布します。

(別紙)

東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会設置要綱

- 一 連絡会の設置
東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。
- 二 連絡会の目的
連絡会は、東京 1 ～ 6 次訴訟の原告らと国、首都高速道路株式会社及び東京都との間で意見交換を行い、
和解条項に掲げる環境対策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。
なお、道路沿道対策の実施に当たっては、沿道住民等の関係者の意見を聴きながら取り組むものとする。
- 三 連絡会の構成
連絡会は次の関係委員をメンバーとする。
国土交通省
環境省
首都高速道路株式会社
東京都
原告ら
- 四 会議
連絡会は、和解条項に掲げる環境対策の円滑かつ効果的な実施に資するため、
 - 1 和解条項に掲げる以下の事項について意見交換を行う。
 - ① 道路環境対策に関すること
 - ② 自動車排出ガス対策に関すること
 - ③ 自動車交通総量の削減対策に関すること
 - ④ 東京都が行う大気環境保全対策に関すること
 - ⑤ その他①ないし④に関して、必要な事項として関係委員が了解したこと
 - 2 環境省は、連絡会において、和解条項に掲げるその他の環境対策の実施状況について報告する。
- 五 連絡会の座長及び事務局
 - 1 連絡会の座長は、国土交通省関東地方整備局代表委員とする。
 - 2 連絡会の事務局は、国土交通省関東地方整備局、環境省水・大気環境局とする。
- 六 連絡会の運営
 - 1 連絡会は、年 1 回開催とする。
 - 2 臨時の連絡会は、関係委員の意見にも配慮し、必要に応じて座長が招集する。
 - 3 連絡会は公開とする。ただし、関係委員の合意で非公開とすることができる。